



市 国 運 協 第 1 号
令 和 7 年 2 月 4 日

市 川 市 長 田 中 甲 様

市川市国民健康保険運営協議会
会 長 栗 林 隆

市川市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

令和7年2月3日付 市川第 20250120-0034 号で諮問のありました市川市国民健康保険税条例の一部改正について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

国民健康保険税の基礎賦課分（医療分）及び後期高齢者支援金等賦課分（支援分）の課税限度額の引き上げについて

原案のとおり改正することが、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する点から考えて、適当であると判断する。

【原案】

- ・ 医療分の課税限度額を 6 5 万円から 6 6 万円に改める。
- ・ 支援分の課税限度額を 2 4 万円から 2 6 万円に改める。